

## 9月の税務

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限 … 9月10日
- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限 … 9月30日
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 9月30日
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 9月30日
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 … 半期分  
申告期限 … 9月30日
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 9月30日
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉  
申告期限 … 9月30日

# 中央税務会計事務所ニュース

## 固定資産税



土地や家屋のほか償却資産(土地・家屋以外の事業の用に供する資産で、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品など)にかかる財産税。標準税率は1・4%。

毎月1月1日時点での土地・家屋の所有者などに対して市町村が課すもので、市町村の税収の4割を占める。

納税額は固定資産の時価(評価額)をもとに計算する。実勢に近づけるために土地と家屋は3年ごと、償却資産は毎年、評価額を見直す「評価替え」をしている。総務相が定める固定資産評価基準に基づいて首長が評価額を決める。住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合などは、評価額よりも低く算定される。

## 平成28年度税制改正にみる

# セルフメデイケーション税制 (医療費控除の特例)の創設

国民が自発的に健康の維持増進や疾病予防に取り組みることにより、健康寿命の延伸、医療費の削減を図ることを目的として、平成28年度税制改正において、現行の医療費控除とは別に、新しい医療費控除の特例「セルフメデイケーション税制」が創設されました。

ただし、本制度は、現行の医療費控除との選択適用であることや、健康の維持増進および疾病予防への取り組みを行うことが要件となっていることなどに注意が必要です。

そこで今号では、創設された「セルフメデイケーション税制」の詳細についてふれてみました。

### ■セルフメデイケーション

「セルフメデイケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調やケガなどであれば、薬を飲んだり、体を休めたりして自分で手当てすることをいいます。

また、普段からバランスの良い食事を摂る、適度な運動をする、十分な睡眠を心がける、健康診断などで定期的に自分の健康状態を把握する、かかりつけ医に相談しながら生

活習慣を見直すなど、健康に対する高い意識を持ち、健康の維持増進や疾病予防につながるための行動をとることもセルフメデイケーションには含まれます。

### ■制度創設の背景

医療や介護の需要増大をできるだけ抑えつつ、国民の健康寿命が延伸する社会を実現するためには、国民自らが自己健康管理を行うセルフメデイケーションを推進することが

重要となります。

平成27年度与党税制改正大綱では、「医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面での実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメデイケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する」とされており、セルフメデイケーションの推進に向けた税制面での対応が求められていました。

### ■制度の内容

健康の維持増進および疾病予防への取り組みとして「一定の取り組み」を行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の「スイッチOTC医薬品」の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除きます）の合計額が1万2000円を超えるときには、その超える部分の金額（その金額が8万8000円を超える場合には、8万8000円）について、その年分の総所得金額等から控除されま

ただし、この制度は、現行の医療費控除との選択適用とされていますので、どちらか一方しか適用できないことに注意が必要です。

### ■適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価について適用されます。

### ■一定の取り組み

本制度の適用対象となる健康の維持増進および疾病予防への取り組みとして行われる「一定の取り組み」とは、次の検診等または予防接種で、医師の関与があるものに限定されています。

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断（事業主健診）
- ④ 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
- ⑤ がん検診

### ■スイッチOTC医薬品

スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用の処方せん薬から市販用に転用（スイッチ）された医薬品をいい、一定の有効成分のあるものが該当します。

# セルフメディケーション

## 税 控除対象

対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがあると言われてはいますが、これらの薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

厚生労働省は6月中旬、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の具体的な製品名リストを公表しました。同日現在での対象製品は1492品目で、今後も増減があることから、対象製品リストは必要に応じて2カ月に1回の予定で情報を更新するとしています。

また、購入時の参考になるように、来年1月に合わせて、セルフメディケーション税制の対象となる製品には、製品パッケージに上記の共通識別マークが表示(ただし、共通識別マークに法定の表示義務はないため、各医薬品メーカーの任意により製品パッケージに表示)されるようになりま

### ■制度利用について

現行の医療費控除は、年間の自己負担額が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、その満たない金額の5%相当額)を超えないと適用が受けられないため、一般的にそのハードルは高いといわれてきました。この点において、年間の医療費が少なく、市販の医薬品で健康維持ができてくるような人(家庭)では、創設されたセルフメディケーション税制の利用を考えたこともあるかと思われます。

会社や自治体が行っている健康診断を受けている人で、年間の医療費の合計が10万円を超えず、現行の医療費控除の適用が受けられなかった人は、セルフメディケーション税制の対象となるスイッチOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えれば適用を受けられる可能性があります。控除の申請は確定申告で行うこととなりますので、その際に必要となるレシート(領収書)を保管する習慣を身につけましょう。

なお、レシートへのセルフメディケーション税制対象製品であることの印字方法や、医師による検診などの証明書の発行等については、今後、関係省庁や団体から示されると思われ

## セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

### ■制度の内容

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合には、88,000円)について、その年分の総所得金額等から控除する。

(※1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

(※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

(注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

### ■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品:スイッチOTC医薬品)について

一対象となる医薬品の薬効の例:かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

(注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない。

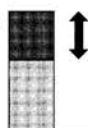
一具体的な対象製品は6月中旬現在で1,492品目(2カ月に1回の予定で情報を更新/厚労省)

### 本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

20,000円  
(対象医薬品の購入金額)

12,000円  
(下限額)



○ 8,000円が課税所得から控除される  
(対象医薬品の購入金額:20,000円-下限額:12,000円=8,000円)

○ 減税額

・所得税:1,600円の減税効果(控除額:8,000円×所得税率:20%=1,600円)

・個人住民税:800円の減税効果(控除額:8,000円×個人住民税率:10%=800円)